

令和7年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和7年6月13日（金）午後2時30分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

令和7年6月13日(金)午後2時30分～

議会委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

- ① 議案第49号 小美玉市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について
- ② 議案第50号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第51号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）
- ④ 議案第54号 財産の処分について

5 その他

6 閉 会

出席委員（6名）

1 番 鬼 田 岳 哉 君 3 番 戸 田 大 我 君
5 番 山 崎 晴 生 君 6 番 真 家 功 君（副委員長）
8 番 長 津 智 之 君（委員長） 14 番 長 島 幸 男 君（議長）
20 番 荒 川 一 秀 君

欠席議員（なし）



付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 幸三 君	副 市 長	深谷 一広 君
市長公室長	滑川 和明 君	総 務 部 長	中村 均 君
財 政 部 長	大山 伸一 君	市民生活部長	大原 光浩 君
議会事務局長	佐川 光 君	会 計 管 理 者	大山 浩明 君
消 防 長	藤枝 修二 君	秘 書 課 長	安彦 晴美 君
政策企画課長	植田 薫 君	魅力発信課長	片岡 理一 君
基地・空港対策課長	長島 正昭 君	総 務 課 長	箕輪 淳子 君
人 事 課 長	高野 雄司 君	行革デジタル推進課長	村田 久美子 君
財 政 課 長	磯部 朋広 君	税 務 課 長	高橋 宏 君
管 財 課 長	細谷 次央 君	市民協働課長	深作 由美 君
市 民 課 長	阿久津 清隆 君	環 境 課 長	中野谷 勲 君
防災管理課長	長谷川 正幸 君	小川総合窓口課長	木村 知恵子 君
玉里総合窓口課長	比気 龍司 君	議会事務局次長	須賀田千恵子 君
会 計 課 長	林 美佐 君	監査委員事務局長	高野 敏弘 君
消防本部総務課長	大堤 勝憲 君	消防本部警防課長	邊見 常之 君
消防本部予防課長	島田 和彦 君		

議会事務局職員出席者

書 記 寺家 祐子

午後2時23分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（真家功君） 皆様こんにちは。定刻前ですが、皆さんお集りですので、ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、長津委員長、お願いします。

○委員長（長津智之君） 改めまして皆さま、こんにちは。

中途半端な時間に開会ということになって誠に申し訳ございませんけれども、いろいろ後の事情も副委員長があるそうですので、お許してください。

時期としても、梅雨入りになりました。なんかやっぱり湿気をもってジメジメしてるんですけども、皆さん健康には十分ご留意なさってください。

それとですね、本日、昨日、議長の方から付託を受けました4案件につきまして、本日、審議をいただくわけですが、6月の補正でございますので、絶対的必要性で出しているのかなと思っております。

可決の課長の皆さんも速やかに執行できるように、取り組んでいただきたいなと思います。

本日よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副委員長（真家功君） 続きまして、執行部挨拶、島田市長お願ひいたします。

○市長（島田幸三君） 改めましてこんにちは。本会議に続きまして総務常任委員会ご苦労様です。ひとつご報告がございます。

実は昨日、防衛省の航空幕僚庁が先月14日に愛知県でT4が墜落して2名の方が亡くなった事故についてまだ原因も分からず調査中という段階でT4の飛行を再開するという発表がありました。

それに対しまして、百里基地もT4を何基か抱えてますけれども、そういう状況のうちに飛ぶのはどうなのかなということで、額賀議長を通して、防衛省に抗議に行きたいという旨の話をしました。百里基地の隊員も小美玉市民ですから、そういう面を考えて、飛行を再開するのはちょっと容認できない旨の話をしましたところ来週、防衛省のほうで、こちらに説明に来る話がありました。いずれにしてもまだ事故の究明がされていないうちに再開するのは早いという旨は、きちんと伝えるように思っています。ましてや市内の上空を飛ぶわけですから、市民にも不安を与えるということでその旨話をしておきたいと思っております。以上報告いたします。

それでは、本日は、総務常任委員会の多々案件、慎重審議のほどよろしくお願ひします。

○副委員長（真家功君） ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、長津委員長にお願ひいたします。

○委員長（長津智之君） 議事に入る前に本日は福島議員、谷中議員が傍聴いたします。それでは、ただいまの出席委員は6名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日は、4月の人事異動後初めて、執行部が全員揃う委員会となりますので、恒例によりまして自己紹介を行いたいと思います。

（執行部および委員 自己紹介）

○委員長（長津智之君） それでは、本日の議題は、昨日12日に付託されました議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） 当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は、一問一答方式でございます。一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、委員の皆様よろしくお願いいたします。また、執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留し、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切り願います。

それでは、これから付託議案の審査に入ります。

はじめに、議案第49号小美玉市動物の愛護及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） それでは、議案第49号小美玉市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

条例の制定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、動物の愛護及び管理について必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。1ページをご覧ください。条例の概要でございますが、第1条は、本条例の目的、第2条は、用語の定義でございます。第3条は、市、市民及び飼い主がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携を図りながら、人と動物に優しいまちづくりを实践するものでなければならないと基本理念を定めております。第4条では市の責務を、2ページをご覧ください。第5条では市民の責務、第6条では飼い主として責任を十分に自覚し、第2項におい

ては、終生飼養をするように努め、やむを得ず飼養困難となった場合は、新たな飼い主を見つけるように努めなくてはならない。第3項では、飼い主の氏名、連絡先を明らかにするための措置を講じなければならない。第4項では、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮した飼養を日々心がけなければならない。第5項では、飼養している動物が逸走した場合、自らの責任で捜査・収用しなければならない。第6項では、飼養する動物を適当な方法で制御できるようにすることとともに、糞を適正に処理しなければならない。第7項では、災害の発生に備えた準備をし、災害時においても責任を持った飼養に努めることとする。と飼い主の責務を定めております。第7条では、犬の飼い主の遵守事項。3ページをご覧ください。

第8条では、猫の飼い主の遵守事項を、第9条では、犬及び猫の一時預かりについて規定を定めております。4ページをご覧ください。第10条において、推進体制の整備について定めております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 非常に精神的かつ前向きな条例だと思います。内容に関して一点確認させてください。理念的なものなのかなと思ったんですけど、なかなか踏み込んだ内容がいくつかありましたので、この条例が施行された後に具体的にどんな事業を行うのか、市民にどういった影響があるのかの概要をお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） 条例に基づいて具体的にどんな事業が実施されるかでございますけれども、条例の10条に基づきまして、獣医師さん、動物ボランティアさん、県の動物愛護推進員さんを中心に小美玉市動物愛護推進協議会を立ち上げ、協議会によりまして入口対策として飼い方教室、多頭飼育救済のための相談窓口、出口対策として譲渡会の開催などを検討しております。市民に対してなんですけれども、協議会活動を通しまして、人と動物のつり合いが取れた共生社会の実現を目指しますので、野良犬野良猫の苦情の低減につながるかなと考えております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。

山崎委員。

○5番（山崎晴生君） お疲れ様でございます。動物愛護及び管理に関する条例は、多分他市でも類似条例があると思うんですけれども、小美玉市の条例で特徴とか新しい取り組みというのがありますか。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） 他市に比べて小美玉市10市町目となるんですけれども、事前の運動としてゼロいばらきプロジェクトというものがもう立ち上がっておりまして、茨城町さん、小美玉市犬助けさんというボランティア組織なんですけれども、行政ボランティア団体の町村の垣根を超えた活動がもう始まっていることが特徴となっております。以上です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員

○5番（山崎晴生君） はい。ありがとうございます。もう1点なんですけど、先ほど答弁の方にもあったんですけど、小美玉市の動物愛護推進協議会ほうの今の現状では設立というのはどのような状況になっているのでしょうか

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） 予定なんですけれどもこの条例が議決いただきまして、そのあとに速やかに立ち上げようと準備しているところでございます。以上です。

○委員長（長津智之君） その他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号小美玉市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

続いて、議案第50号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） それでは、議案第50号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、小美玉市防災対策基金及び小美玉市防犯対策基金を廃止するため、

この案を提出するものであります。次のページをお願いします。別表第1中の小美玉市防災対策基金の項、及び小美玉市防犯対策基金の項を削るものです。

小美玉市防災対策基金につきましては、再編交付金を財源といたしまして、平成20年度に造成を行いました。主な事業でございます防災訓練に係る経費等の目的に従いまして、平成21年度から処分を実施していましたが、令和5年度をもちまして基金残高がゼロになり基金事業が完了することから、当基金を廃止するものでございます。

また、小美玉市防犯対策基金につきましては、再編交付金を財源といたしまして、平成19年度に造成を行いました。主な事業でございます防犯灯の維持管理経費等の目的に従いまして、平成21年度から処分を実施していましたが、令和6年度をもちまして基金残高がゼロになり、基金事業が完了することから、当基金を廃止するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。次のページにつきましては、新旧対照表でございます。別表第1の右側が現行、左側が改正案について表記をしてございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。ございませんか。

はい、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

つづきまして、議案第51号令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）のうち総務常任委員会所管事項についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 議案第51号令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明させていただきます。また、歳出につきましては、順次担当

部局から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、ページを飛びまして8ページをご覧ください。ページ中段の、19款、1項 寄附金、2目 総務費寄附金、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金で2千7百万円の補正増でございます。

次に、20款 繰入金、2項、1目 基金繰入金、財政調整基金繰入金を歳入歳出間調整のため2千9百82万6千円の補正増、同じく公共施設整備基金繰入金につきましては、市債との財源入替により2億1千万円の補正減、同じくふるさと応援基金繰入金につきましては、企業版ふるさと応援寄附金の繰入に伴い財源を入替したことにより1千4百万円の補正減、合併振興基金繰入金につきましても、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金の歳入に伴い財源を入替したことにより1千万円の補正減でございます。同じく行政区集会施設管理基金繰入金につきましては、基金繰入対象の公民館改修等へ充当するため、4百3万9千円の補正増でございます。

続きまして、22款 諸収入、5項、5目 雑入でB&G財団からの事業実施助成として防災拠点設置等助成金2千3百55万1千円の補正増でございます。

続きまして、23款、1項 市債、1目 総務債、Jアラート設備整備等事業債で1千3百30万円の補正増、こちらは国からの通達に伴い本年度中にJアラート新型受信機の整備が必要となったために緊急防災減災事業債を活用しまして計上するものでございます。同じく6目 教育債、学校体育館付帯設備等改修事業債で1千5百40万円の補正増、こちらにつきましては、今後順次実施予定の市内各小中学校体育館等に空調設備を設置するための設計業務に対する財源として、防災減災国土強靱化緊急対策事業債を活用しまして新規計上するものです。

次に9ページをご覧ください。同じく6目 教育債、1 教育施設解体事業債で2億9百60万円の補正増、国の通達によりまして、一部の除却事業にも公共施設等適正管理推進事業債を起債できるようになったために、新規計上するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（長津智之君） 深作市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

10ページをお開き願います。まず、市民協働課所管の補正予算についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄13の行政区集会施設管理事業につきましては、674万6千円の補正増をお願いするものでございます。

こちらの行政区集会施設管理事業につきましては、昨年度まで生涯学習課での事業であったものが、今年度より市民協働課に移管されたものでございます。

内容につきましては、仲田宿区 外8地区の地区集会施設の改修工事などへの補助金として増額するものでございます。

地区別の内訳としましては、小川地区6件 472万5千円、美野里地区1件 142万5千円、玉里地区2件 59万6千円でございます。

なお、財源につきましては、さきほど歳入で説明がございました、「行政区集会施設管理基金繰入金」403万9千円を充当するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 細谷管財課長

○管財課長（細谷次央君） 続きまして、管財課所管についてご説明いたします。同じく10ページ。5目 財産管理費のうち、1 公有財産管理事務費として240万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料 公共用地除草清掃委託料への追加として、管財課が所管する土地の除草清掃に関する費用240万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、2市庁舎維持管理経費に36万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料、庁舎清掃及び設備保守管理委託料に庁舎清掃に関する追加費用36万3,000円の増額をお願いするものでございます。管財課所管は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 片岡魅力発信課長

○魅力発信課長（片岡理一君） 続きまして、魅力発信課所管になります。

その下、6目 企画費 説明の欄 3 移住定住推進事業 99千円の増額は、本市初となる地域おこし協力隊に係るもので、茨城県主催による隊員研修会が1泊2日のプログラムで2回開催されるため、隊員3人の参加に伴う宿泊費等としてお願いするものでございます。ページ左側の「補正予算額の財源内訳」とおり、この財源は、一般財源を充てることとしておりますが、「特定財源」の欄、「その他」には、額の増減が伴わないため表記はありませんが、「財源内訳補正」として、歳入での補正計上となっている「企業版ふるさと応援に対する指定寄附金」のうち、1,000千円を充当、増額し、当初予算からの財源としている「ふるさと応援基金繰入金」のうち、1,000千円を減額するといった財源充当元の入れ換え補正が伴っております。

なお、この「財源内訳補正」は、別資料「議案第51号歳入歳出補正予算事項別明細書の説明」「歳出の増減を伴わない財源内訳補正（その他）」の表中、事業の欄、最初の項目「3 移住定住推進事業」とおりとなりますので、併せてご確認をいただけますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長

○防災管理課長（長谷川正幸君） 同じく防災管理課所管となります。13目 防災諸費 説明欄 1 防災行政無線事務費 につきましては、1,718万3千円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、12の委託料Jアラートシステム更新業務委託料1,155万円、14の工

事請負費のJアラート受信アンテナ設置工事 181万3千円につきましては、本年（令和7年）の1月に国（消防庁国民保護室）からの通達により、令和7年度中に新型受信機の整備が必要となったため追加をお願いするものでございます。

防災無線子局移設工事 382万円につきましては、借地であった堅倉運動広場の用途廃止による土地の返還にともない、防災無線子局の移設が必要となったため増額をお願いするものでございます。続きまして、その下になります。

説明欄 2 防災対策諸費 につきましては、856万3千円の増額補正をお願いするものでございます。これは、B&G財団からの申し出による、「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築助成金」を受けることになり、その関係経費を増額するものでございます。内容につきましては、8 旅費 2 普通旅費につきまして、B&G財団広域研修会へ参加するため、9万9千円を増額するものでございます。

11 役務費 3 手数料につきましては、重機操作研修の受講手数料 25人分として 47万5千円、防災倉庫建設にともなう、建築確認申請手数料 2万4千円、建築完了検査申請手数料 2万9千円をあわせた 52万8千円を増額するものでございます。次のページ 11 ページをご覧ください。こちらは、防災倉庫建設のための経費になります。

12 委託料 防災倉庫設計業務委託料 90万2千円、14 工事請負費 防災倉庫建設工事 605万円をそれぞれ追加するものでございます。構造としては、基礎工事をおこないましてそこに既製品倉庫を設置するものになります。

17 備品購入費 災害対策用備品購入費は、エンジンチェーンソー5台と災害時用毛布 100枚の購入経費、98万4千円の増額をお願いするものです。防災管理課所管は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 高橋税務課長

○税務課長（高橋宏君） 続きまして税務課所管についてご説明いたします。同じく 11 ページをご覧ください。

（2款）総務費、（2項）徴税费、（1目）税務総務費、3の税務事務費は、17万9千円の増額補正をお願いするものでございます。増額理由は（18節）の負担金補助及び交付金につきましては、軽自動車の環境性能割徴収取扱業務交付金が不足するためでございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 邊見消防本部警防課長

○消防本部警防課長（邊見常之君） 続きまして消防本部所管でございます。

13ページをお開きください。下段になります。

9款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費 説明欄 9 救急救助活動経費につきまして 15,011,000円の増額補正をお願いするものです。これは、先ほどの防災管理課と同様、

B&G財団からの申し出による防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築助成金を受けることになり、その経費を増額するものです。内訳といたしまして、潜水用具等一式8,737,000円と救助艇購入費6,274,000円でございます。以上が総務常任委員会所管の一般会計補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○委員長（長津智之君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。どうぞ。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 消防の方でちょっと聞きたいんだけどね。緊急活動経費でね、これ船舶。霞ヶ浦持っているからだけでも、救助艇は何艘くらいあるの。あと船舶資格者、運転免許者は何人位いるの。

○委員長（長津智之君） 邊見消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（邊見常之君） 船は2艘で、今回購入するボートにあっては8人乗りでございます。操縦する隊員は、船舶免許を持っている隊員としまして10名います。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 全員2級持っているのね。

○委員長（長津智之君） 邊見消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（邊見常之君） はい。全員2級以上を所有しております。

○委員長（長津智之君） ほかにございますか。真家副委員長。

○副委員長（真家功委君） 10ページの行政区集会施設整備費補助金674万6000円の内容なんですけど、先ほど地区別の件数があつたんですが、もう少し細かく今回申請してある地区名を言っただけであればありがたいんですが。

○委員長（長津智之君） 深作市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） 地区名でございますが小川6地区は仲田宿区、下吉影古新田区、佐才区、上合区、飯前区、倉数川前区の6地区でございます。

美野里地区1件につきましては、柴高区でございます。玉里地区2件につきましては、松山区、下高崎区でございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） 飯前が入っていたので大丈夫です。

○委員長（長津智之君） ほかにございますか。山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はい、ありがとうございます。防災行政無線事務費のところ、Jアラートシステム更新事業ということで、国からこの通達があつて早急に今年度中ということで、

工事されるようですが、これJアラートとの更新事業はどのようなふうな内容のものとなりますか。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） Jアラートの更新ですが、内容としましては、Jアラート小型受信機と、防災行政無線システム親局を自動起動させるための装置（自動起動装置）の更新になります。以上でございます。

○委員長（長津智之君） ほかにございますか。すみません私の方から地区公民館のあれなんですけど、下高崎地区の公民館ですか。できたのかな。高崎地区でまとまってないですか。はい。どうぞ。市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） 下高崎区につきましては高崎集落センターになります。

○委員長（長津智之君） よかった。ありがとうございます。速やかな予算づけ大変ありがとうございます。真家副委員長。

○副委員長（真家功君） すみません。1個だけ教えてください。先ほど環境性能割徴収取扱業務交付金、これ軽自動車税のことって聞いたんですが、これちょっと分からないので、もう少し説明してもらってもいいですか。どういうものなのかっていう。

○委員長（長津智之君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋宏君） はい。環境性能割とはですね、令和元年10月1日から新たに導入された税額となっております、以前はですね、自動車を購入した際に支払っていた自動車取得税という税金と入れ替わる形で、令和元年10月1日から新たに導入された市町村税となります。以上です。

○委員長（長津智之君） ほかにございますか。ないようですので以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号令和7年度小美玉市一般会計補正予算第1号について、総務常任委員会所管事項について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさようと決しました。

続いて議案第54号財産の処分についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） 議案第54号財産の処分についてご説明いたします。地方自治法第96条第1項第8号及び小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本案については、令和7年4月21日に株式会社金陽社から公有財産払い下げ申請がございまして、払い下げ申請をもとに、令和7年4月24日に土地売買仮契約を締結いたしました。この仮契約を本契約とするため、地方自治法及び市条例の規定により提出するものでございます。

次のページの議案第54号の説明資料をご覧ください。内容といたしましては、こちらに記載してございます土地で面積が5095平方メートル、売却価格が7642万6000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） はい。これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

はい、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

案第54号財産の処分についてを採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

以上で本日当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他に入ります。まず執行部から何かありますか。

それでは、委員の皆さんからは他に何かありますか。山崎委員。

○5番（山崎晴生君） はい1点ちょっと確認なんですけども、これちょっと全国的にちょっと問題になってるようなんですが、市が保有する公用車に搭載されてるテレビの受信機能付きカーナビについて、NHKの受信料及び受信への支払いが課せられてるというようなところで、結構全国的に補正をかけて、結構大きな額になってる。事案があるみたいなんですけど小美玉市は

どのようになっていますか。

○委員長（長津智之君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） 公用車等へのテレビの受信に関する件でございますが、全国的に、未契約のものがあまして、NHKとの受信契約を各地で新たに締結しているところでございます。小美玉市につきましては、NHK水戸放送局から、テレビの設置状況の確認についての再度の案内という通知を先日受けまして、現在、庁舎内で調査をかけているところです。こちら調査の結果がまとまりまして、該当があった場合には、窓口として、NHKの水戸放送局になりますが、こちらと協議をすることになるかと思えます。現状が以上のような形になります。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） 今の段階で結構な、その該当になりそうな感じではありますか。

○委員長（長津智之君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） 現状確定しておりますのは、昨年度、管財課で購入しました、リーフ。こちらに関しては確実にテレビも見れてる。というのを確認しました。それ以外に関しては、今各課に調査をかけているところでございまして、それが取りまとめ次第協議に入る予定です。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） これ国とか県とかからは特にはなにも通達とかそういうのいないんですか。

○委員長（長津智之君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） こちらの件は、国や県からの通知などは一切ございません。NHKの営業の一環としての案内文が届いたのみとなっております。

○委員長（長津智之君） 他にございますか。鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） ちょっと話を大きくそれちゃって申し訳ないんですけど、共立ソリューションという会社が小川総合支所の中に入っているかと思えます。ちょっと調べたら令和5年度予算の業務委託なんですかねっていうふうだとは思んですけど、ちょっと私その頃まだただのあんちゃんだったんで、改めてそういう会社であったりとか、契約額とか、概要とか今後に関して教えていただければと思います。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。会計年度任用職員の業務改革ということで、令和5年からですね、令和7年の3ヵ年契約で、現在、一部業務の委託をしているものでございます。企業の概要でございますけれども、株式会社共立ソリューションズ。こちらの中にですね、地方自治体の各種業務の受託事業、こちらを行っている旨でございまして、他にはですね、共立ソリューシ

ョンズさんの、他の業務といたしまして他に、ビジネスホテルドーミーインホテルなんかのですね、ホテル事業なんかも行ってる会社でございます。

当市のですね契約内容といたしましては、令和5年から令和7年の3ヵ年契約で、それまで会計年度任用職員が担っておりました、業務の一部を業務委託するものでございます。現在、8業種、特にですね教育委員会にあります学校施設のですね、各種業務ということで、幼稚園小学校における、生活介助員さん。それ、その他にですね、チームティーチング事業を行う職員。そういった方のですね業務委託を行っているものでございます。契約金額につきましては、年間で税抜きで1億9420万円。その約9割分ですね、1億7200万円分につきましては、もし、市がそのままですね会計年度任用職員を雇用してですね、行ってた人件費相当額としております。残りの200万につきましてはその方たちのですね、労務管理費という形になってございます。またですね、小川庁舎の今、鬼田議員ご質問がありました小川庁舎の裏側にですね、使用申請という形で、企業になるんですけれども、使用許可を認めております。そちらに関しましてはですね、小川総合窓口課長に後でお願いしたいと思います。すいません。で今後につきましてもですね、安定した業務提供を提供していく上でということところで引き続き民間委託をですね、基本に進めていければと考えております。私からは以上です。

○委員長（長津智之君） 木村小川総合窓口課長。

○小川総合窓口課長（木村知恵子君） はい。私の方からは、契約金額等についてご説明いたします。まず貸付場所ですが、先ほど申しました小川庁舎裏北側にある2階建て建物の一部及び駐車場を貸しております。建物延べ床面積270.43平方メートルのうち、共立ソリューションズの方に使用面積として26.46平方メートル。こちらをお貸し出ししております、小美玉市行政財産の使用料徴収条例に基づき算出したしました土地使用料7,150円と、建物使用料17万8,178円に駐車場使用料5,040円と、水道料金1万8,480円を加えた合計金額20万8,848円を公有財産使用料として徴収しております。私からは以上です。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） はいありがとうございました。今日はここまでにしようと思いますので、結局予特で持っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（長津智之君） 真家副委員長。

○副委員長（真家功君） すいません。続いちゃって申し訳ありません。冒頭に市長の挨拶の中で、普通の訓練これをストップさせたっていうことでありますが、まさにいい対応だったんだろうというふうに、基地周辺住民としては、そのように思います。それでこの前ね、基地対策特別委員会があったんですが、ちょっと厳しく私物申してしまったんですが、今回、特殊訓練が頻繁に通じる中オスプレイの訓練がまた始まったということなんです、常々私は、防衛、

北関東防衛局との調整を十分にしておいて周辺住民に周知できる期間を取れということではありましたが、何と今回は、前日のファックスのみで連絡があったということですので、そういう対応は、非常に小美玉市に対して、失礼極まりない北関東の対応だと思うんですね。こういうものに対して、やはり事務方はきっちり物申してしてもらわないと。申し訳ないですけど、小川時代は、基地反対という歴史を踏まえたままですから、最低でも1ヶ月前、或いは最低でも2週間前にはそういう連絡が来ていたわけなんですね。合併して小美玉市になってから前日ってのは、ずっと続いてるんですね。これはやはり物申すべきだと思うんです。今日は、市長副市長がいる。

この前の特別委員会には市長副市長いなかったもので、あえて今日は物申し上げますが、そういうことなので、答弁は結構ですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（長津智之君） はい。ほか、ないですかよろしいですか。

はい。以上で、その他を終了いたします。

ここで執行部の皆様には申し訳ありませんが、ちょっと議会案件を1つだけやらしていただきます。我々総務常任委員会の今年度の視察研修を実施する予定であります。研修者先や研修内容等につきましては、正副委員長及び事務局に一任をさせていただきたく、決定したいと思ひますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

はい、ありがとう。それでは委員長副委員長を一任ということで、研修視察を実施いたします。それでは本日の審議及び協議はすべて終了いたしました。副委員長にお渡しいたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（真家功君） それでは総務常任委員会、以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は本当にご苦勞さまでした。

午後3時18分 閉会